

議第 43 号

下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例について

下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市農林漁業研修施設である下呂市馬瀬北部研修センターについて、公の施設見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用して住民活動の継続を図るため下呂市農林漁業研修施設から除外することに伴い、本施設が最後の施設であることから、当該条例を廃止するもの。

下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例

下呂市農林漁業研修施設条例（平成 17 年下呂市条例第 54 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

【参考資料】

下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例要綱

1. 廃止理由

下呂市農林漁業研修施設である下呂市馬瀬北部研修センターについて、公の施設見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用して住民活動の継続を図るため下呂市農林漁業研修施設から除外することに伴い、本施設が最後の施設であることから、当該条例を廃止するものです。

2. 概要

(1) 下呂市農林漁業研修施設条例を廃止します。

(本則関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)